



ANZENメルマガ会員募集中

自動車業界の時事情報や、最新製品情報など様々なお役立ち情報を配信しています。
ご興味のある方はホームページ、もしくは最寄りの支店または営業所にお問い合わせください

詳しくは **ANZENニュース** で **検索**



ANZEN
安全自動車株式会社

〒108-0023 東京都港区芝浦4-16-25
TEL (03) 5441-3412 FAX (03) 5441-8848
ANZENホームページ <https://www.anzen.co.jp>

札幌支店	札幌市中央区南19条西8-2-21	TEL (011) 511-6241(代)
・釧路営業所	TEL (0154) 24-0161(代)	
仙台支店	仙台市宮城野区日の出町2-2-8	TEL (022) 236-1211(代)
・盛岡営業所	TEL (019) 637-8711(代)	・郡山営業所 TEL (024) 942-5311(代)
関東支店	戸田市氷川町2-8-31	TEL (048) 447-6881(代)
・水戸営業所	TEL (029) 355-2725(代)	・宇都宮営業所 TEL (028) 635-8821(代)
・新潟営業所	TEL (025) 382-5815(代)	・高崎営業所 TEL (027) 384-3001(代)
東京支店	東京都港区芝浦4-16-25	TEL (03) 5441-3413(代)
・千葉営業所	TEL (043) 284-2600(代)	・横浜営業所 TEL (045) 391-9913(代)
名古屋支店	名古屋市中区金山5-12-3	TEL (052) 871-1811(代)
・金沢営業所	TEL (076) 248-0499(代)	・静岡営業所 TEL (054) 236-5066(代)
大阪支店	大阪市西淀川区御幣島2-1-14	TEL (06) 6472-0361(代)
・神戸営業所	TEL (078) 265-0375(代)	・岡山営業所 TEL (086) 434-0259(代)
・広島営業所	TEL (082) 832-3630(代)	・高松営業所 TEL (087) 843-6531(代)
福岡支店	福岡市東区多の津3-7-7	TEL (092) 623-4646(代)
・南九州営業所	TEL (099) 213-0762(代)	・沖縄営業所 TEL (098) 876-3873(代)
(株)松本安全	松本市大村383-11	TEL (0263) 45-2181(代)

保守点検のおすすめ

ANZEN製品を長くご活用いただくため、保守点検サービス（有料）のご利用をおすすめします。
最寄りの支店または営業所にお問い合わせください

ANZENカスタマーサービス

0120-01-6361（月～金 AM9：00～PM5：00）
当社の製品およびサービス、その他に関するお問い合わせは上記までお気軽にどうぞ

- 商品の価格、詳細については最寄りの支店または営業所にお問い合わせください
- 仕様は予告なく変更することがあります
- 納入設置費及び運搬費がかかる場合は、別途費用を申し受けますのでご了承ください
- 商品の色は印刷物のため実際の色と多少異なります





認定・指定 の 申 引 手 の き

Automotive service equipment and tools

ANZEN MOTOR CAR CO., LTD.

はじめに

自動車整備事業は、道路運送車両法等を基盤とする法制度の中で運用されています。

本資料は、法制度に基いて定められた自動車分解整備事業における認証基準と自動車整備事業の指定基準について記載しております。

各種制度の概要や設備基準の主旨・内容をご理解の上、適正な事業運営の一助としてご利用いただきますようお願い申し上げます。

INDEX

特定整備制度の概要 ————— 4

認証申請

認証のパターン ————— 6

面積基準 ————— 6

間口と奥行の測定方法について ——— 8

有効な面積とは ————— 8

天井の高さの測定方法について ——— 8

離れた作業場について ————— 9

設備基準 ————— 10

整備用スキャンツールの要件 ——— 11

従業員基準 ————— 14

整備主任者の要件 ————— 14

指定申請

面積基準 ————— 15

検査用機器の基準 ————— 15

設備基準 ————— 16

従業員基準 ————— 16

自動車検査員の資格 ————— 17

特定指定整備工場 ————— 17

特 定 整 備 制 度 の 概 要

自動車整備事業は、道路運送車両法等を基盤とする法制度の中で運用されています。
2019年5月に道路運送車両法の一部が改正され、2020年4月1日から特定整備制度が施行されました。
本稿では、自動車分解整備事業における認証基準と自動車整備事業の指定基準について、新制度を踏
まえた内容をご説明します。

道路運送車両法改正の背景

近年の自動車技術の電子化・高度化に伴い、従来の「分
解整備」の範囲では対応できない整備・改造が増加してい
ます。特に自動運転技術や先進安全装置の普及により、こ
れらの装置の作動に影響を及ぼす整備・改造についても
適切な技術と設備が必要となっています。
そこで、「道路運送車両法の一部改正」が2019年5月24日
に公布され、2020年4月1日に施行されました。この改正で
は、従来の「分解整備」に加え、「電子制御装置整備」とい
う新たな概念が導入され、これらを合わせて「特定整備」と
定義しました。



特定整備の定義と範囲

	対象設備	認証が必要な自動車の整備または改造	整備の種類	
1	原動機	エンジン、モーター、シリンダブロックの取り外し	分解整備	特定整備
2	動力伝達装置	クラッチ※ ¹ 、トランスミッション、プロペラ・シャフト、ディファレンシャルの取り外し		
3	走行装置	フロントアクスル、前輪独立懸架装置※ ² 、リヤ・アクスルシャフトの取り外し※ ¹		
4	かじ取り装置	ギヤ・ボックス、リンク装置の連結部またはかじ取りフォークの取り外し		
5	制動装置	マスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム※ ³ 、もしくはディスク・ブレーキのキャリパの取り外し		
6	緩衝装置	シャシばね※ ⁴ の取り外し		
7	連結装置	けん引自動車、被けん引自動車の連結装置※ ⁵ の取り外し		
8	運行補助装置	下記の4種類の運行補助装置の取り外し、取付位置もしくは取付角度の変更または調整※ ⁶ イ：自動車の運行時の状態および前方の状況を検知するセンサー ロ：イのセンサーから送信された情報を処理するためのECU ハ：車体前部のバンパ、 グリル（直接センサーと接してなくてもセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む） ニ：イのセンサーが外部の状況を検知するための映像、 または検知するために発した信号を透過する窓ガラス	電子制御 装置整備	
9	自動運行装置	自動運行装置の取り外し、その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼす恐れがある作業		

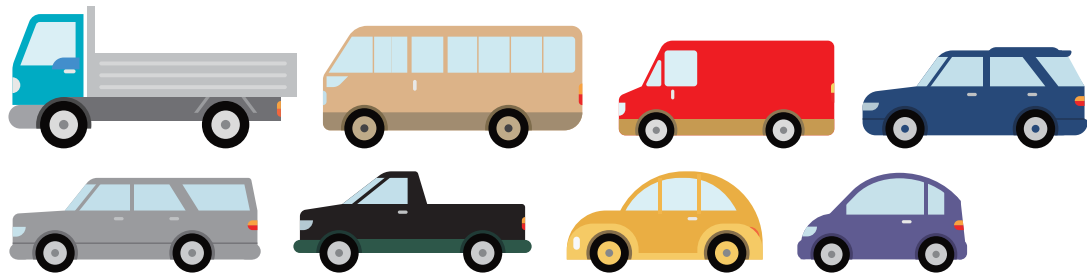
※1 二輪小型自動車を除く ※2 ストラットを除く ※3 二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムは除く ※4 コイルばねおよびトーションバー・スプリングを除く
※5 ボール・カブラを除く ※6 かじ取り装置または制動装置の作動に影響を及ぼすことのないソナー等を除く

特定整備事業と対象車両の区分

自動車特定整備事業の種類は以下の3種類にわけられています。

- 1 普通自動車特定整備事業
- 2 小型自動車特定整備事業
- 3 軽自動車特定整備事業

特定整備事業の種類	対象自動車	整備できる範囲
普通自動車	普通（大）	● 車両総重量8t以上の車両 ● 最大積載量5t以上の車両 ● 定員30人以上の車両
	普通（中）	● 車両総重量8t未満の車両 ● 最大積載量が2tを越え5t未満の車両 ● 定員11人以上30人未満の車両
	大特	大型特殊自動車
	普通（小）	● 最大積載量2t以下の車両 ● 定員10人以下の車両
	普通（乗）	
小型自動車	小四	小型四輪自動車
	小三	小型三輪自動車
	小二	小型二輪自動車
軽自動車	軽	軽自動車



認証申請

1 認証のパターン

認証は以下の3つのパターンから選択できます。

- パターン①** 分解整備のみを行う場合
- パターン②** 電子制御装置整備のみを行う場合
- パターン③** 分解整備と電子制御装置整備の両方を行う場合

認証のパターンについて

パターン①


分解整備

パターン②


電子制御装置整備

パターン③

分解整備





電子制御装置整備

2 面積基準

整備車両を収容することができる十分な場所を有し、分解整備を行う場合 **パターン①** は屋内作業場および車両置場、電子制御装置整備を行う場合 **パターン②** は電子制御装置点検整備作業場および車両置場が必要です。**パターン③** は全ての要件に適合することが必要です。なお、電子制御装置点検整備作業場は、屋内作業場と兼用することが可能です。また、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用することも可能です。



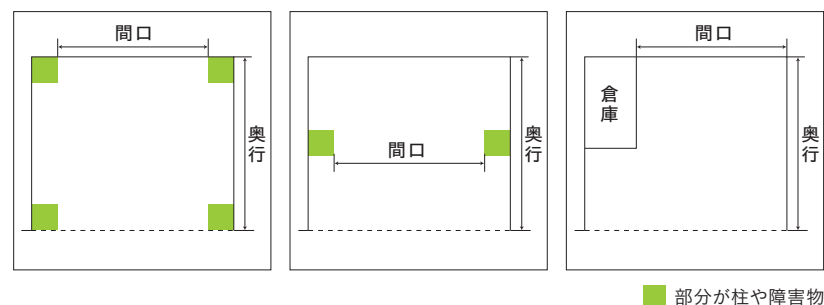
面積基準

認証の種類	対象とする 自動車の種類	対象とする 整備	対象とする 装置	屋内作業場の規模の基準					電子制御装置点検整備作業場 (屋内)		車両置場	
				車両整備作業場		部品整備 作業場	点検作業場		間口	奥行	間口	奥行
				間口	奥行		間口	奥行				
普通自動車分解整備事業	普通自動車（大型） ● 車両総重量8t以上 ● 最大積載量5t以上 ● 乗車定員30人以上	分解整備	原動機	5m以上	13m以上	12m ² 以上	5m以上	13m以上	—	—	3.5m 以上	11m 以上
			動力伝達装置	5m以上	12m以上	7m ² 以上	5m以上	12m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
		連結装置	3.5m以上	12.5m以上	7m ² 以上	3.5m以上	12.5m以上					
		電子制御 装置整備	運行補助装置	—	—	—	—	—	5m以上 (5m以上)※	16m以上 (7m以上)※		
	自動運行装置											
	普通自動車（中型）／ 大型特殊自動車 ● 最大積載量2t越え ● 乗車定員11人以上 ※上欄の車両は除く	分解整備	原動機	5m以上	10m以上	12m ² 以上	5m以上	10m以上	—	—	3.5m 以上	8m 以上
			動力伝達装置	5m以上	9m以上	7m ² 以上	5m以上	9m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
		連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7m ² 以上	3.5m以上	9.5m以上					
		電子制御 装置整備	運行補助装置	—	—	—	—	—	3m以上 (3m以上)	13m以上 (7m以上)		
	自動運行装置											
普通自動車（小型） ● 貨物の運送に供するもの ● 散水自動車／ 広告宣伝自動車 ● 霊柩自動車 その他特殊の用途に 供するもの ※上2欄に挙げるものは除く	分解整備	原動機	4.5m以上	8m以上	10m ² 以上	4.5m以上	8m以上	—	—	3m 以上	6m 以上	
		動力伝達装置	4.5m以上	7m以上	6m ² 以上	4.5m以上	7m以上					
		走行装置										
		操縦装置										
		制動装置										
		緩衝装置										
	連結装置	3m以上	7.5m以上	6m ² 以上	3m以上	7.5m以上						
	電子制御 装置整備	運行補助装置	—	—	—	—	—	2.5m以上 (2.5m以上)	7m以上 (3m以上)			
自動運行装置												
小型自動車分解整備事業	普通乗用車／ 三輪の小型自動車／ 四輪小型自動車 ※上3欄に挙げるものを除く	分解整備	原動機	4m以上	8m以上	8m ² 以上	4m以上	8m以上	—	—	3m 以上	5.5m 以上
			動力伝達装置	4m以上	6m以上	5m ² 以上	4m以上	6m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
		連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5m ² 以上	2.8m以上	6.5m以上					
		電子制御 装置整備	運行補助装置	—	—	—	—	—	2.5m以上 (2.5m以上)	6m以上 (3m以上)		
	自動運行装置											
	小型二輪自動車	分解整備	原動機	3m以上	3.5m以上	4m ² 以上	3m以上	3.5m以上	—	—	2m 以上	2.5m 以上
			動力伝達装置	3m以上	3.5m以上	4m ² 以上	3m以上	3.5m以上				
			走行装置									
操縦装置												
制動装置												
緩衝装置												
連結装置												
軽自動車分解整備事業	軽自動車	分解整備	原動機	3.5m以上	5m以上	6.5m ² 以上	3.5m以上	5m以上	—	—	2.5m 以上	3.5m 以上
			動力伝達装置	3.5m以上	4.4m以上	4.5m ² 以上	3.5m以上	4.4m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
		連結装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5m ² 以上	2.5m以上	4.7m以上					
		電子制御 装置整備	運行補助装置	—	—	—	—	—	2m以上 (2m以上)	5.5m以上 (4m以上)		
	自動運行装置											

1. 特定整備事業を2種類以上行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場および車両置場の規模は、該当する種類ごとに定められている基準のすべてを適合すること。
2. 屋内作業場および電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備または点検を実施するのに十分であること。
3. 屋内作業場および電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
- ※大型特殊自動車は除く

2₁ 間口と奥行の測定方法について

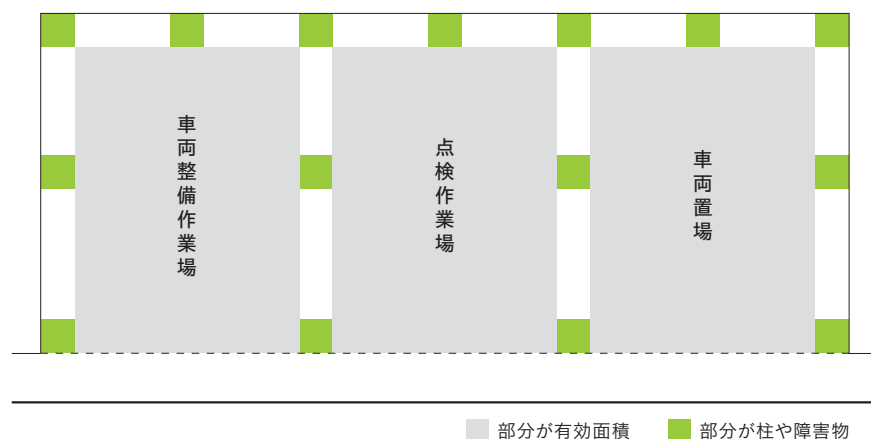
屋内作業場の間口と奥行の測定方法は、次の通りに作業場としての有効な寸法を測定してください。なお、屋内作業場の「間口」を必ずしも「入口」と解釈しなくても差し支えありません。



2₂ 有効な面積とは

「間口×奥行」で求められる面積は、現車作業を行うことができる有効面積が確保されていなければなりません。

(注1) 屋内作業場（車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場）および車両置場は、同一敷地内であり、かつ自動車は道路上（公道）を移動することがない配置でなければなりません。
(注2) 屋内作業場の面積（間口×奥行）は、簡易的な下屋は含まれないものとされています。

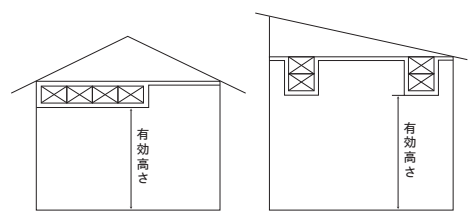


2₃ 天井の高さの測定方法について

天井の高さの測定方法は、次の通りに測定してください。

天井の高さについては特に規定はありませんが、対象自動車の整備が十分に行える高さを有する事が必要です。

※事前に各地域の自動車整備振興会または陸運支局の指導を受けるのが確実です。



天井の高さ（参考）

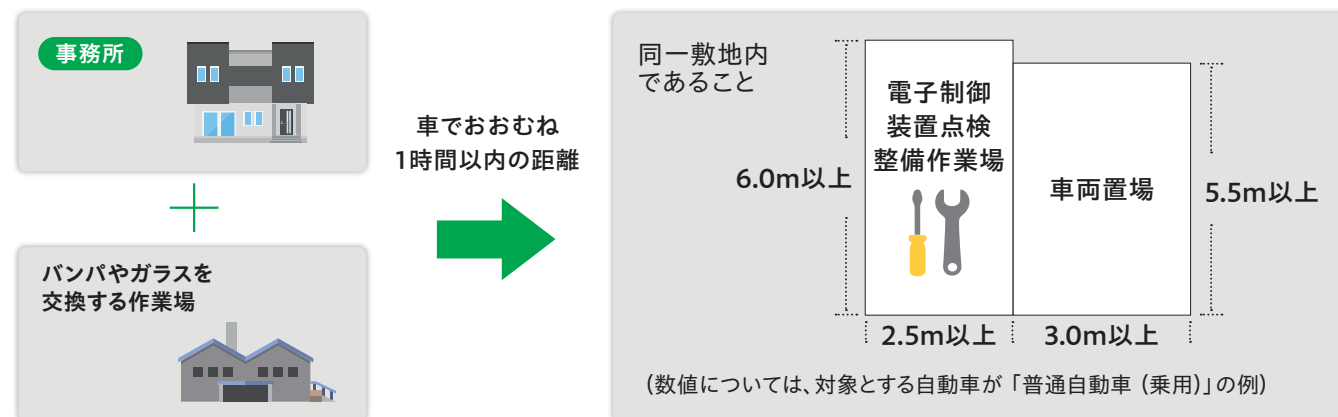
項 目		天井の高さ	
対象車種		作業場入口	作業場内
普通（大型）	普通自動車のうち車両総重量が8t以上のもの、最大積載量が5t以上のものまたは乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。	4.1m	4.3m
大特・普通（中型）	普通自動車のうち最大積載量が2t以上のものまたは乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。	4.1m	4.3m
普通（小型）	普通自動車のうち普通自動車（大型）および普通自動車（中型）以外のものを対象とする場合に限る。	3.0m	3.2m
小四輪・小三輪		2.2m	2.5m
小二輪・軽		2.2m	2.5m

※リフトアップやダンプ車の操作等実作業の内容によっては、上記以上の高さが必要となります。

2₄ 離れた作業場について

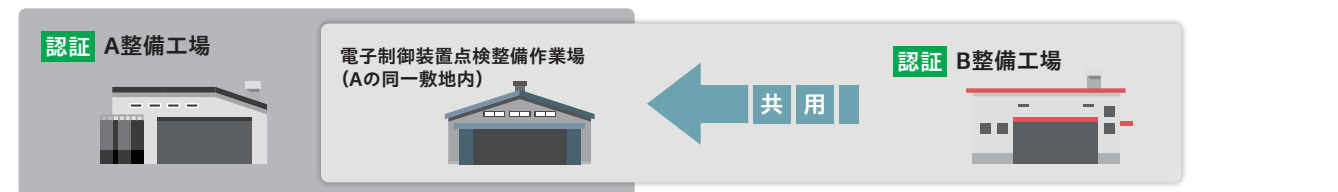
電子制御装置整備 **パターン②** に限り、一定の要件を満たせば事業場の所在地と離れた場所にある電子制御装置整備作業場および当該作業場と同一敷地内に設けられた車両置場を事業場の一部として利用可能。また、他の特定整備事業者と共同使用することも可能です。

例：離れた場所に電子制御装置点検整備作業場および車両置場を設ける

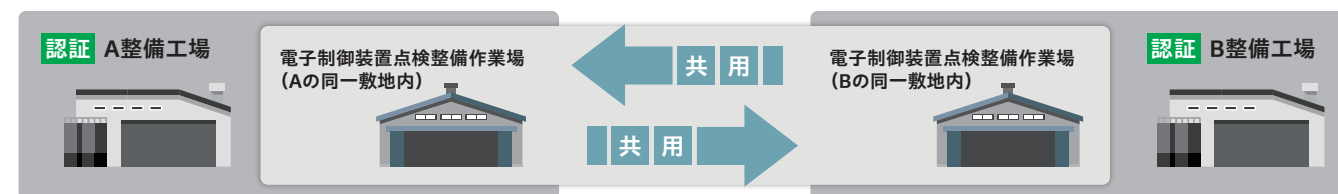


例：電子制御装置点検整備作業場および車両置場を共同使用する

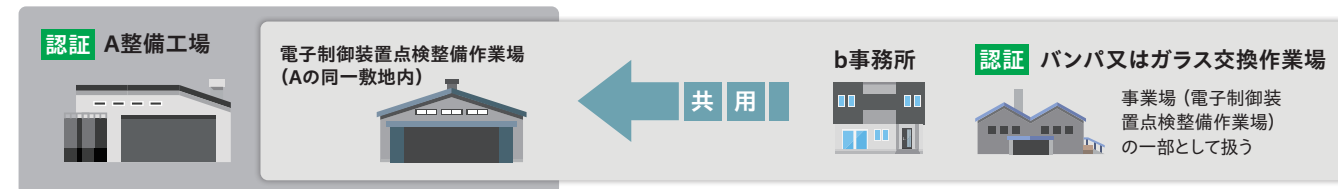
- 1 電子制御装置点検整備作業場を有しないB整備工場が、A整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する。



- 2 電子制御装置点検整備作業場を有するA整備工場とB整備工場が、それぞれの電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する。



- 3 電子制御装置点検整備作業場を有しないb事務所（バンパやガラスを交換する作業場あり）が、A整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する。



3 設備基準

対象とする整備の種類		分解整備				分解整備				電子制御装置整備		
対象とする装置の種類		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置		制動装置	緩衝装置	連結装置	運行補助装置	自動運行装置	
作業機械等												
作業機械	① プレス	●	●	●	●		●	●	●			小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、 ①プレス、③チェーン・ブロック、④ジャッキを除く。
	② エア・コンプレッサ	●	●	●	●		●	●	●			
	③ チェーン・ブロック	●							●			
	④ ジャッキ	●	●	●	●		●	●				
	⑤ バイス	●	●	●	●		●	●	●			
	⑥ 充電器	●										
作業計器	① ノギス	●	●	●	●		●	●	●			
	② トルク・レンチ	●	●	●	●		●	●	●			
	③ 水準器									●	●	
点検計器及び点検装置	① サーキット・テスタ	●	●	●	●		●	●	●			1. 大型特殊自動車は、 ⑬整備用スキャンツールを除く。 2. 小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、 ⑩検車装置、⑬整備用スキャンツールを除く。 3. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、 ⑥タイミング・ライト又は整備用スキャンツール、 ⑪一酸化炭素測定器、⑫炭化水素測定器を除く。 内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、 ③コンプレッション・ゲージ、 ⑥タイミング・ライト又は整備用スキャンツール、 ⑪一酸化炭素測定器、⑫炭化水素測定器を除く。
	② 比重計又はバッテリー・テスタ	●										
	③ コンプレッション・ゲージ	●										
	④ ハンディ・バキューム・ポンプ	●	●		●		●					
	⑤ エンジン・タコ・テスタ又は整備用スキャンツール	●	●		●							
	⑥ タイミング・ライト又は整備用スキャンツール	●										
	⑦ シックネス・ゲージ	●	●	●	●		●		●			
	⑧ ダイアル・ゲージ	●	●	●	●		●	●				
	⑨ タイヤ・ゲージ			●								
	⑩ 検車装置	●	●	●	●		●	●				
	⑪ 一酸化炭素測定器	●										
	⑫ 炭化水素測定器	●										
	⑬ 整備用スキャンツール	●	●		●		●	●		●	●	
工具	① ホイール・ブーラ			●			●					1. 普通自動車特定整備事業で対象とする自動車が車両総重量が8トン未満のもの、最大積載量が2トン以下であるもの及び乗車定員が10人以下であるもの（大型特殊自動車を除く。）にあつては、①ホイールブーラ、 ②ベアリング・レース・ブーラ、③グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータを除く。 2. 小型自動車特定整備事業又は軽自動車特定整備事業にあつては、 ①ホイールブーラ、②ベアリング・レース・ブーラ、 ③グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータを除く。
	② ベアリング・レース・ブーラ		●	●			●					
	③ グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ	●	●	●	●		●	●	●			
	④ 部品洗浄槽	●	●	●	●		●	●	●			

備考： ●印は、対象とする装置の種類の項に掲げる装置を対象とする特定整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。



3 1 整備用スキャンツールの要件

電子制御装置整備の認証を受けるためには、整備用スキャンツールの設置が義務付けられています。このスキャンツールは、少なくとも一車種以上の車両において、OBD検査の対象となる装置（自動運行装置、制動装置、かじ取り装置、排出ガス発散防止装置等）の点検および整備が適切に実施できる性能・機能が必要です。主な機能としては以下が挙げられます：

- DTCの読取・消去機能
- 前方監視用のカメラ、レーダー等の機能調整（エーミング作業）

プレス



分 MHP-5

エア・コンプレッサ



分 APC5GF-HD

チェーン・ブロック



分 CB010

ジャッキ



分 ALA-2M

タイミング・ライト / 整備用スキャンツール



分 FL-500N / MaxiSys UltraS2

シックネス・ゲージ



分 TG-98

ダイヤル・ゲージ



分 107

バイス



分 VO-4J

充電器



分 BR-MAX70iS

ノギス



分 N15

トルク・レンチ



分 QL200N4

タイヤ・ゲージ



分 AGE-ISO

検車装置



分 TWPF30N

一酸化炭素測定器、
炭化水素測定器



分 MEXA-324M

整備用スキャンツール



分 電 MaxiSys UltraS2

水準器



電 73450

サーキット・テスタ



分 TRD-340

比重計 / バッテリー・テスタ



分 UFB-N3M / MDX-P300QR

ホイール・プーラ



分 HW-105

ベアリング・レース・プーラ



分 H-150

グリース・ガン / シャシ・ルブリケーター



分 CH-400 / SKR-712C

コンプレッション・ゲージ



分 GU-3H

ハンディ・バキューム・
ポンプ



分 MV8000J

エンジン・タコ・テスタ / 整備用スキャンツール



分 ME-1B / MaxiSys UltraS2

部品洗浄槽



分 CS-3

4 従業員基準

事業場には、以下の要件を満たす2人以上の従業員を有することが必要です。

パターン① および パターン③ の場合

- 整備主任者のほか、1級または2級または3級自動車整備士

パターン② の場合

- 整備主任者のほか、1級自動車整備士（二輪を除く）の資格保有者、または1級自動車整備士（二輪）、2級自動車整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士のいずれかの資格を保有し、国土交通大臣が定める講習を受講した者であることが必要
- 自動車整備士（1級、2級、3級、車体整備士、電気装置整備士）が全工員数の1/4以上

4-1 整備主任者の要件

従業員のうち少なくとも1人は特定整備および特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させる者（整備主任者）を定める必要があります。

パターン① の場合

- 1級自動車整備士もしくは2級自動車整備士の資格を保有している者
- 原動機を対象とする分解整備を行う場合は、2級自動車シャシ整備士の技能検定を除く

パターン② の場合

- 1級自動車整備士（二輪を除く）の資格を保有している者、または
- 1級自動車整備士（二輪）、2級自動車整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士いずれかの資格を保有している者で、国土交通大臣が定める講習を受講し技術を習得した者

パターン③ の場合

- 1級自動車整備士（二輪を除く）の資格を保有している者、または
- 1級自動車整備士（二輪）もしくは2級自動車整備士の資格を保有している者で、国土交通大臣が定める講習を受講した者



指定申請

地方運輸局長に指定された整備工場は、必要な設備や技術、管理体制を備えて自動車検査員を選任いたします。指定工場では点検・整備と車検が工場内で可能になり保安基準に適合していれば「保安基準適合証」を交付できます。運輸支局への車両持ち込みを省略でき、車検手続きが効率化されます

1 面積基準

屋内現車作業場	認証基準における車両整備作業場および点検作業場の面積以上
その他作業場	屋内現車作業場の基準面積のほか
完成検査場	屋内であって対象車両の完成検査を行うのに十分な面積
車両置場	屋内現車作業場面積×0.3以上

※ 必要面積は陸運支局または各地区の自動車整備振興会にご確認ください。

2 検査用機器の基準

検査用機械器具は対象とする種類の自動車を検査できるものであって、次に挙げるものとする

検査用機器	4輪以上	ディーゼル 以外	ディーゼル のみ
ホイール・アライメント・テストまたはサイドスリップ・テスト	×	○	○
ブレーキ・テスト	○	○	○
前照灯試験機	○	○	○
音量計	○	○	○
速度計試験機	○	○	○
一酸化炭素測定器	○	○	×
炭化水素測定器	○	○	×
黒煙測定器またはオパシメータ	○	×	○
検査用スキャンツール	○※	○	○

※ 大型特殊自動車および小型二輪自動車を除く

3 設備基準

作業機器等	基準	備考
オイル・バケットポンプ	○	
ホイール・バランス	△	ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあっては必要
フリーローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る(可搬式のものであっても可)
ラジエータ・キャップ・テスト	○	
電子計測機器	△	外部診断機等
検車装置	○	検車台、ピット、リフト等
電動クレーンまたは トランスミッションジャッキ	◇	電動クレーンは動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができるもの。トランスミッションジャッキはプロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む
ホイールドローリー	◇	
増力装置付きシグナル式トルクレンチ	◇	トルク設定機能を有し、倍力機構または動力をもってナットの締結作業を行う工具を含む

備考： 1. ○印は、当該事業者の作業に必要な数量および機能を保有していなければならないことを示す
2. △印は、保有することが望ましいことを示す
3. ◇印は、対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が4人である場合に保有していなければならない省力化機器を示す

4 従業員基準

工員数	4人以上（大型車は5人以上）※	※対象車種に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上、定員30人以上を含む場合は5人以上。 ただし、以下の要件を満たす場合は最低工員数を4人に緩和する ①省力化設備・機器が導入されていること ②合理的な管理体制が適切に確保されていること ③工員の処遇が確保されていること ④工員の質が適切に確保されていること
整備士数	2人以上	
整備士保有率	1/3以上	



5 自動車検査員の資格

事業場ごとに選任する必要があります。整備主任者として1年以上の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であって、自動車の検査に必要な知識および技能について地方運輸局長が行う教習を修了した者を選任しなければならない

6 特定指定整備工場

特定指定整備工場とは、自ら検査設備を保有せず他の指定整備工場等の検査設備を共同使用して指定整備を行う指定工場をいいます。

【検査設備の共同使用の要件】

- 1 共同設備の管理責任者が明確に定められていること。
- 2 自動車検査用機械器具の取扱要領、点検要領その他共用設備の管理規程が明確に定められていること。
- 3 事業場間は自動車による所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。
- 4 検査をする自動車を収容する車両置場が布置されていること。
- 5 共同設備の能力が全ての事業場の整備能力に対応していること。

